

単位:千円

対象事業所・施設(※1, 2, 3)		基準単価	
通所系 (※4)	通所介護事業所	通常規模型 268/事業所 大規模型(I) 342/事業所 大規模型(II) 445/事業所	
	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)	115/事業所	
	認知症対応型通所介護事業所	113/事業所	
	通所リハビリテーション事業所	通常規模型 282/事業所 大規模型(I) 355/事業所 大規模型(II) 567/事業所	
		短期入所生活介護事業所	13/定員
		短期入所療養介護事業所	13/定員
	訪問系	訪問介護事業所	160/事業所
訪問入浴介護事業所		169/事業所	
訪問看護事業所		156/事業所	
訪問リハビリテーション事業所		68/事業所	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		254/事業所	
夜間対応型訪問介護事業所		102/事業所	
居宅介護支援事業所		74/事業所	
福祉用具貸与事業所		282/事業所	
居宅療養管理指導事業所		16/事業所	
多機能型	小規模多機能型居宅介護事業所	237/事業所	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	319/事業所	
入所施設・ 居住系	介護老人福祉施設	19/定員	
	地域密着型介護老人福祉施設	20/定員	
	介護老人保健施設	19/定員	
	介護医療院	24/定員	
	介護療養型医療施設	21/定員	
	認知症対応型共同生活介護	18/定員	
	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)	19/定員	
	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)	18/定員	

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のもを含む

※2 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、一つの事業所・施設として取り扱う。

※3 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。

※4 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。